

第 18 号 議 案

長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令 和 8 年 3 月 11 日

長 崎 県 知 事 平 田 研

長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年長崎県条例第 59 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後		改正前	
別表第 1（第 4 条関係）		別表第 1（第 4 条関係）	
機関	事務	機関	事務
1 及び 2 略		1 及び 2 略	
		3 知事	肝炎対策基本法（平成 21 年法律第 97 号）による肝炎患者に対する肝炎医療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
3～5 略		4～6 略	

第 2 条 長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後			改正前		
別表第1（第4条関係）			別表第1（第4条関係）		
機関	事務		機関	事務	
1	略		1	略	
2	知事	生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて外国人に対し行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	2	知事	生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて外国人に対し行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
2～4	略		3～5	略	
別表第2（第4条関係）			別表第2（第4条関係）		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
1	略		1	略	
2	知事	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	2	知事	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
3～13	略		3～13	略	

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年6月14日から施行する。

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）及び行政手続における特定の個

人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第一項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令（令和6年デジタル庁・総務省令第8号）の施行に伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。